

# 熊本県公報

号外 第32号の2  
平成18年8月31日(木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則……………(農業経営課) 1

### 規 則

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年8月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第59号

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則  
熊本県立農業大学校規則(昭和58年熊本県規則第1号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第18条」を「第25条」に、「第19条-第24条」を「第26条-第31条」に、「第25条」を「第32条」に改める。

第4条の見出し中「学科」を「課程」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「農学部」を「専門課程」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

農学部に農業専門課程(次項において「専門課程」という。)を置く。

第9条第1項中「県内に居住し、」を削る。

第10条中「別記第1号様式」を「農産園芸学科、野菜学科及び畜産学科に係るものにあつては別記第1号様式、研究科に係るものにあつては別記第2号様式」に改める。

第25条を第32条とする。

第3章中第24条を第31条とし、第23条を第30条とし、第22条を第29条とする。

第21条中「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第28条とする。

第20条を第27条とし、第19条を第26条とする。

第2章中第18条を第25条とし、第17条を第24条とし、第16条を第23条とする。

第15条中「退学願(別記第6号様式)」を「保証人2人と連署した退学願(別記第8号様式)」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の6条を加える。

(除籍)

第17条 校長は、学生で次の各号のいずれかに該当するものを除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しないもの
- (2) 第15条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できる見込みがないもの
- (3) 長期間にわたり行方不明のもの

(減免)

第18条 条例第4条第5項の規定による授業料の免除は、次の各号に掲げる場合に限り、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 経済的理由により納付が困難であると認められる場合 納付が困難であると知事が認める額
- (2) 学生が第5条第2項に規定する前期の途中で退学した場合 年額の2分の1に相当する額
- (3) 学生が休学した場合 年額の12分の1に相当する額に休学を開始する日の前日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(減免の申請)

第19条 条例第4条第5項の規定により免除を受けようとする者は、免除を受けようとする理由を記載した書類に、その理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(減免の決定)

第20条 知事は、免除の申請があつたときは、その内容を審査し、その適否及び免除する額を決定し、申請者に通知するものとする。

(減免理由消滅の届出)

第21条 条例第4条第5項の規定により免除を受けている者は、当該免除を受けている理由が消滅したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(減免の取消し)

第22条 知事は、条例第4条第5項の規定により免除を受けている者が次の各号のいずれ

かに該当するときは、それぞれ当該各号に定める月から当該免除を取り消すことができる。

- (1) 免除の理由が消滅したとき 当該理由が消滅した日の属する月
  - (2) 第19条に規定する書類に偽りの記載があったとき 免除をした日の属する月
  - (3) 第25条第1項の規定による懲戒を受けたとき 当該懲戒を受けた日の属する月
- 2 前項の規定により免除を取り消された者は、直ちに未納の授業料を納付しなければならない。

第14条第1項中「休学願（別記第4号様式）」を「保証人2人と連署した休学願（別記第6号様式）」に改め、同条第3項中「復学願（別記第5号様式）」を「保証人2人と連署した復学願（別記第7号様式）」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に、「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「前条」を「第11条」に、「別に定める手続」を「前条及び別に定める手続」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（誓約書）

第12条 前条の規定により入学を許可された者は、校長が指定する期日までに独立の生計を営む成年者（以下「保証人」という。）2人（入学を許可された者が成年者である場合は1人。以下同じ。）と連署した誓約書（別記第3号様式）を校長に提出しなければならない。

別記第7号様式中「（第21条関係）」を「（第28条関係）」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第6号様式中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に、

学部	科
学 生 氏名	印
保護者 氏名	印

を

学部	学科	年
学 生 氏名		印
保証人 氏名		印
保証人 氏名		印

に改め、同様式中備考1を削り、

備考2を備考とし、同様式を別記第8号様式とする。

別記第5号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に、

学部	科
氏	名

を

学部	学科	年
学 生 氏名		印
保証人 氏名		印
保証人 氏名		印

に改め、同様式を別記第7号様式

とする。

別記第4号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に、

学部	科
氏	名

を

学部	学科	年
学 生 氏名		印
保証人 氏名		印
保証人 氏名		印

に改め、同様式を別記第6号様式

とする。

別記第3号様式中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第2号様式中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第10条関係)

入 学 願 書

平成 年 月 日

熊本県立農業大学校長 様

写真  
縦4cm×横3cm  
・3か月以内に  
撮影したもの  
・脱帽上半身  
正面向

〒 一  
住 所  
電話( ) 一  
ふりがな  
氏 名 印  
性 別 男・女(どちらかを○で囲む)  
生年月日 年 月 日生

私は、熊本県立農業大学校に入学したいので、関係書類を添えて下記により願書を提出します。

記

専攻コース

(希望する専攻コースに「○」印を一つ付けて下さい。)

学 科	専攻コース	希望
農産園芸学科	農特産コース	
	花 きコース	
	果 樹コース	
野 菜 学 科	野 菜コース	
畜 産 学 科	酪 農コース	
	肉用牛コース	

履 歴 事 項

1	学歴(高等学校又は高等学校相当以上の学校について記入してください。)		
	学校名	卒業、中退又は卒業見込みの別	
	昭和・平成	年 月 日	卒業・中退・卒業見込み
	昭和・平成	年 月 日	卒業・中退・卒業見込み
2	職歴		
3	免許等		
	備考		

熊本県収入証紙

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式(第10条関係)

### 入 学 願 書

平成 年 月 日

熊本県立農業大学校長 様

写真
縦4cm×横3cm
・3か月以内に
撮影したもの
・脱帽上半身
正面向

〒 一  
 住 所  
 電話( ) 一  
 ふりがな  
 氏 名 印  
 性 別 男・女(どちらかを○で囲む)  
 生年月日 年 月 日生

私は、熊本県立農業大学農学部研究科に入学したいので、下記の関係書類を添えて願書を提出します。

#### 記

履 歴 事 項	
1 履歴	熊本県立農業大学卒業(又は卒業見込み)年度及び学科 昭和・平成 年 月 学科(コース)卒業・卒業見込み
2 取得免許等	
3 添付書類	(1)研究課題概要書 (2)卒業見込証明書・卒業証明書(熊本県立農業大学発行のもの) (3)成績証明書(熊本県立農業大学発行のもの) (4)写真2枚(大きさ縦4cm×横3cm、この願書にちょう付したものは除く。)

熊本県収入証紙
---------

別記第3号様式(第12条関係)

誓 約 書

年 月 日

熊本県立農業大学校長 様

私は、学生としての本分をわきまえ、貴大学の諸規程を遵守し、学業に励むことを誓います。

本 人	現住所	(郵便番号 ー )		
		(電話 )		
	ふりがな	生年月日	男女の別	
	氏名	印	年 月 日	男・女

私(たち)は、上記の者にこの誓約を堅く守らせ、万一貴校の諸規程に反する行為をした場合は、本人の一切について保証人として責任を負うことを誓います。

保 証 人	ふりがな	印	年 月 日生	
	氏名			
	現住所	(郵便番号 ー )		
		(電話 )		
	職 業	本人との		
		続 柄		
	ふりがな	印	年 月 日生	
	氏名			
	現住所	(郵便番号 ー )		
		(電話 )		
	職 業	本人との		
		続 柄		

- 備考1 すべてかい書で記入し、氏名は住民票記載のとおり記入すること。  
 2 保証人は、独立の生計を営む者であること。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

